均等割【1人当たりの額】 5万205円

所得割【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得ー33万円)×10. 59%

Ш 1年間の保険料

(限度額62万円、100円未満切り捨て)

に変更となります (平成29年度は57万円) ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

する措置がありましたが、

平成30年

から軽減措置がなくなりました。

所得以下の

方の所得割が「2割」軽減

平成29年度において、

基準となる

所

得割の軽減

の見直

割で計算します

※所得の状況により、

更します。

保険

証

合が「7割」から「5割

へ変更します。 負担割合が

特別措置として、

均等割の軽減割

負担軽減のため

平成30年度から、

7月に個別にお知らせします 平成 30 年 度の保険料額につい

ては

一保険料の計算方法

成 30 年 度 の保険

後期高齢者 医療制度

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

~011-290-5601

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)

◆ 01654③2111 (内線3118)

の軽減 年

均等割の

が困難

な方につい

ては、

保険料の

減

な減少などにより、

保険料の支払い

災害

失業などによる所得の大幅

免が受けられる場合があります。

軽減割合 所得が次の金額以下の世帯 33万円かつ被保険者 全員が所得0円 9割軽減 5,020円 (年金収入のみの場合、 受給額80万円以下) 33万円 8.5割軽減 7,530円 33万円+(27万5千円 5割軽減 25, 102円 ×世帯の被保険者数) 33万円+(50万円 2割軽減 40, 164円 ×世帯の被保険者数)

※軽減は被保険者と世帯主(被保険者ではない場合も 含む)の所得の合計で判定します。 ※平成30年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減 判定所得が拡充されました。

険料 の 軽

険料の支払い

方法

せください。 口座振替」どちらか選択できます。 口座振替を希望する方は問い 険料の支払 いは「年金天引き」 合 か

険 証 新しくなります (被保険者証) が

证据系统者医康斯皮斯波用·维罗克拉斯波斯提定拉

広城市連合町1丁目

平成30年 8月 1日

01234567

広城 太郎

平成30年 8月 1日

平成31年 7月31日

平成30年 8月 1日

7月 7年

3 9 0 1 1 0 0 0

7 B

ED

交付年月日

JE 4

金 生年月日

9.2 H

通用区名

長 類 入 院 鉄海年月日

倒除者番号 並びに個報 者の名称及 び印

KOI

で失効 便で送付しますので、 が平成31年7月31日) _はお持ちの黄色の保険証を破 7月中に新しい保険証 現 桃色のものをご使用ください 在 Ű こ使用の保険証は7月31日火 使用できなくなります。 8月1日水以 を簡易書留 (有効期限

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成31年 7月31日 01234567 広城市連合町1丁目 33 太郎 生年月日 7月 7日 平成20年 4月 1 B 22H 平成20年 4月 18 最 交付年月1 平成30年 7月 新は桃ん 一部負担金 の割合 3 9 0 1 1 0 0 0

> 要となる方は申 また新たに必



一交付対象

ください 請手続きをし

※その他諸条件により、 異なります。 世帯全員が住民税非課税であること ください 詳 ;しくは問い合わ 減額区分が

減額認定証 最 新は水色

減

険料の減免

額認定証 新しくなり ま

ります。 適用 ますので、 7月中に保険証とともに減額認定! 月31日火で失効し、 有効期限は保険証と同じ)を送付. 現在 引き続き交付対象に該当する方は、 標準負担額減) 使用の減額認定証 三額認定証) 使用できなくな す 限 は7 度額

オレンジ色の減額認定証を破棄 水色のものをご使用ください。 8月1日水以降はお持ち